

防府市市民活動支援センター紹介

防府市市民活動支援センターは、防府市における市民活動の促進支援及び活性化を図るために設置された施設です。

利用される側も利用する側も、“お互い様”の精神で、お互いに気持ち良く利用できる施設を目指しています。

防府市市民活動支援センターでは、こんなサポートをします。

人 材	人材の発掘・養成、団体・個人の活動登録など
情 報	市民活動情報の収集・発信 情報ボックスの設置など
ネットワーク	情報交換の場の提供 ネットワーク作りの支援など
相 談	市民活動の相談受付など
施 設	会議室、作業室、印刷機の利用、 資料づくりの作業など
協 働	関係機関・団体の協働体制作りなど

「防府市市民活動支援センター」は、防府市から防府市地域協働支援センター（市民活動支援センター部門を含む）の指定管理を受け、特定非営利活動法人市民活動さぽーとねっとが運営しています。

問合せ

〒747-0035

山口県防府市栄町 1-5-1 ルルス防府 2 階

防府市地域協働支援センター内

防府市市民活動支援センター

T E L (0835)38-4422

F A X (0835)24-7733

E-mail ehofu@trust.ocn.ne.jp

U R L <http://hofu-saport.org/>

開館時間

月・水～日曜 10:00～22:00

（相談受付時間 月・水～日曜 10:00～19:00）

休館日

火曜（火曜日が休日の場合は、その日後の直近の平日）

年末年始（12月29日から翌年の1月3日）

防府市市民活動支援センター案内図

①防府市市民活動支援センター事務局

市民活動に関する相談など、スタッフが笑顔で対応します。インターネットを利用しての情報収集もできます。

②作業室

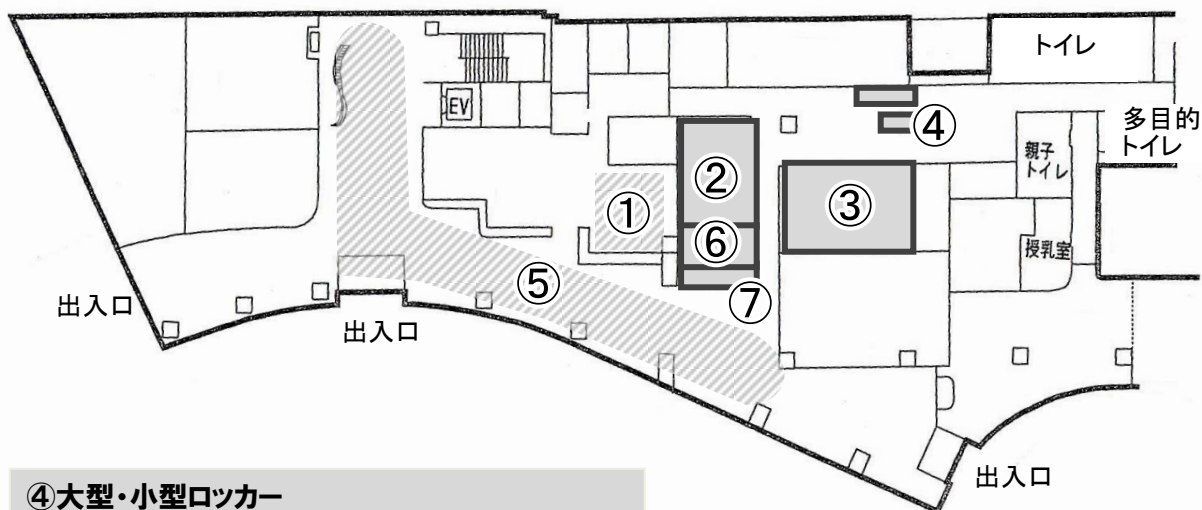
(登録団体のみ利用可能)

10名程度で利用できます。印刷室で作成した資料などの整理や、会議室ではできないような作業(工作、絵画等)ができます。利用月の半年前から受付開始
利用料:無料

③会議室

(登録団体のみ利用可能)

20名程度で利用できます。パーティションで2部屋に分けることも可能です。(10名未満であれば、2団体が利用可能)
利用月の半年前から受付開始
利用料:無料



④大型・小型ロッカー

作業や会議に利用するための用紙や文房具、大型の荷物等の保管に活用できます。

希望団体へ貸し出し(先着順)

	利用料
小型ロッカー	1,200円/年
大型ロッカー	800円/月



⑤展示・情報コーナー

市民活動団体PRコーナーや市内を中心としたイベントの紹介・団体や施設などの情報を閲覧できます。



⑥印刷室

(登録団体のみ利用可能)

印刷機(2色刷り)、丁合機、裁断機、紙折機、紙さばき機、拡大機を設置しています。

	利用料
印刷機	製版 33円/枚 インク代 0.5円/枚 (合計金額の10円未満の端数は切り捨て)
拡大機	A1サイズ 100円/枚 A2サイズ 70円/枚

⑦情報ボックス

(登録団体のみ利用可能)

私書箱のような仕組みを持つ、他団体へ情報を提供するためのボックスです。

希望団体へ1つ貸出(先着順)

利用料:無料



その他にも2階フロアに位置する防府市地域協働支援センターには

- 研修室
- フードスタジオ
- 多目的ホール
- 親子ふれあい広場

など有料でご利用いただける施設もあります。

詳しくは40ページをご覧ください。

登録の条件

- ◆4月～翌年3月までの1年間とする(登録料なし)
- ◆防府市に在住、在勤、在学のいずれかであること(個人登録のみ)
- ◆会員の3分の2以上が防府市に在住、在勤、在学のいずれかであること(団体登録のみ)
- ◆防府市市民活動支援センターと連携をとりながら市民活動を行う意思があること
- ◆防府市市民活動支援センターが開催する行事に積極的に参加・協力する意思があること

次の要件を満たしている団体・個人が対象となります。

- | | |
|--------------------------|---|
| (1) コミュニティ活動 | 一定の地域を拠点に行われる組織的な住民活動 |
| (2) ボランティア活動 | 個人あるいは志を共にする諸個人(グループ)が自発的な意思に基づいてほかの人を助けたり、社会活動に貢献したりする活動 |
| (3) NPO ^{※1} 活動 | 特定非営利活動法人(NPO法人)やそれ以外の民間非営利組織による組織的な「市民活動」 |
| (4) 活動分野 | 「分野分類表」(3ページ)に記載のある分野を対象とする活動 |
| (5) その他 | 宗教活動、政治活動、選挙活動、営利 ^{※2} を目的としない活動 |

※1 NPOとは、Non Profit Organization(非営利組織)の略

※2 「営利を目的としない活動」とは、会員による利益の分配を伴わないことであり、活動を維持するための収益活動はここでいう「営利」ではありません。

登録の手続き

所定の市民活動登録カードに必要事項をご記入の上、防府市市民活動支援センターへご提出ください。協議の上で、登録の可否を決定します。

登録を解除するには、防府市市民活動支援センターへその旨を申し出てください。